

第25回（令和2年度第2回）
セーフコミュニティ 交通安全対策委員会

《会 議 次 第》

日程：令和3年3月17日（水）～3月31日（水）

1. 報告事項

- (1) 今後の主なスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度について・・・・ P2-3
- (3) 久留米市における交通事故の現状について・・・・・・・・ P4-6

2. 協議事項

- (1) 令和2年度実績及び令和3年度方針（案）について・・・・ P7-15
- (2) セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について・・・・ P16-40

S C今後のスケジュール（予定）

	令和2年度									令和3年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
S C 推進協議会					●												←→							●
S C 対策委員会	●										●			●						○				
外傷等動向調査委員会											●										●			
その他																								

S C 推進協議会: 国際認証再々取得に関する協議
 S C 対策委員会: 実態調査 R2実績R3方針 (合同開催・ワークショップ)
 その他: ◇各イベントで啓発 ◇SC通信(毎月) S C活動推進事業所登録制度 SC標語募集
 〇年間活動報告書提出 (複数回)

	令和4年度									令和5年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
S C 推進協議会			●				●					●			●									
S C 対策委員会	●						●						●			●								
外傷等動向調査委員会	●						●						●			●								
その他																								

S C 対策委員会: ●事前指導 プレゼン資料案 ○委員改選
 外傷等動向調査委員会: ●事前指導 プレゼン資料案 ○委員改選
 その他: ○事前指導 プレゼン資料提出 ○事前指導 プレゼン資料確定
 〇年間活動報告書提出 (複数回)

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度の再検討について

セーフコミュニティ活動指針事業所登録制度（以下「制度」と言います。）は令和2年10月頃から開始の予定でしたが、令和2年9月の久留米市議会総務常任委員会協議会での協議結果を踏まえ、制度の開始を見送り、再検討を行うことといたしました。

1. 第19回久留米市セーフコミュニティ推進協議会での提案内容（別紙1）

各対策委員会での協議を経て、推進協議会に提案した内容は別紙（別紙1）のとおりです。

この制度をきっかけとして、より多くの事業所に、けがや事故を予防するというセーフコミュニティの考え方をご理解いただくため、「けがや事故の予防」に資する事業所の活動であれば、広く登録の対象としたいと考え、登録対象とする事業所の活動について、特に制限を設けていませんでした。

2. 市議会からのご意見

「けがや事故を予防するために法令で義務付けられた活動までも登録の対象とするのは、必ずしもセーフコミュニティの推進に繋がらないのではないか。」という趣旨のご意見をいただきました。

3. 制度の再検討について

登録対象となる活動に制限を設けない場合、例えば、法令を遵守した危険物の保管など、事業所として当然行うべき活動も登録の対象となります。

上記のご意見は、一部の法令を遵守しながらも、他の分野で安全安心の配慮に欠けるような事業所が登録されることも想定され、その場合、セーフコミュニティの正しい理解は広まらないとの懸念から出されたものです。

ご意見を受け、これまで、制度の実施に向けた調整を図ってまいりました。しかしながら、事業所の安全安心に関する法規制は数多く、市に監督権限が無いものが多いため、安全安心への配慮が十分であるかを判断することは非常に困難であり、制度の対象とする事業所の取組について考え直す必要があると判断いたしました。

久留米市としては、事業所の様々な取組を対象とすることで、登録をきっかけにセーフコミュニティに関する理解を深めていただきたいと考えていたところですが、ご意見を踏まえ、制度について再検討を行います。

再検討にあたりましては、今後、各対策委員会の皆様と協議を行ってまいりたいと考えております。

令和 2 年 8 月の久留米市セーフコミュニティ推進協議会に提出した資料です。

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度（仮称）について

（案）

1. 事業の趣旨

市内でセーフコミュニティ活動に取り組む企業、団体、事業所等（以下「事業所」という。）を募集し、市と事業所が協働で安全安心なまちづくりに取り組むとともに、セーフコミュニティ活動が広く発信されることで、多くの市民への周知啓発を図る。

2. 実施主体

久留米市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）

3. 対象

久留米市内でセーフコミュニティ活動に取り組む事業所とする。

4. 取組対象となる活動

けがや事故を予防する活動で、事業所が行う次のいずれかに該当する活動

- （1）交通安全に関すること
- （2）子どもの安全に関すること
- （3）高齢者の安全に関すること
- （4）犯罪・暴力の予防に関すること
- （5）自殺予防に関すること
- （6）防災に関すること
- （7）その他安全安心に関すること

5. 事業内容

- （1）登録を希望する事業所は、申込書を協議会会長に提出する。協議会会長は、申込内容に不備がない場合、事業所として登録し、「登録証」と「ステッカー」を交付する。
- （2）協議会会長は、事業所と協力して、久留米市ホームページや SC 通信の掲載等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。
- （3）事業所は、協議会会長と協力して、ステッカーの貼付やチラシなどの印刷物に SC ロゴを表記する等により事業所の安全安心活動を PR するとともに、市民への周知を図る。

6. 取組期間

セーフコミュニティ国際認証期間満了まで

7. スケジュール

令和 2 年 4～6 月頃 対策委員会にて説明

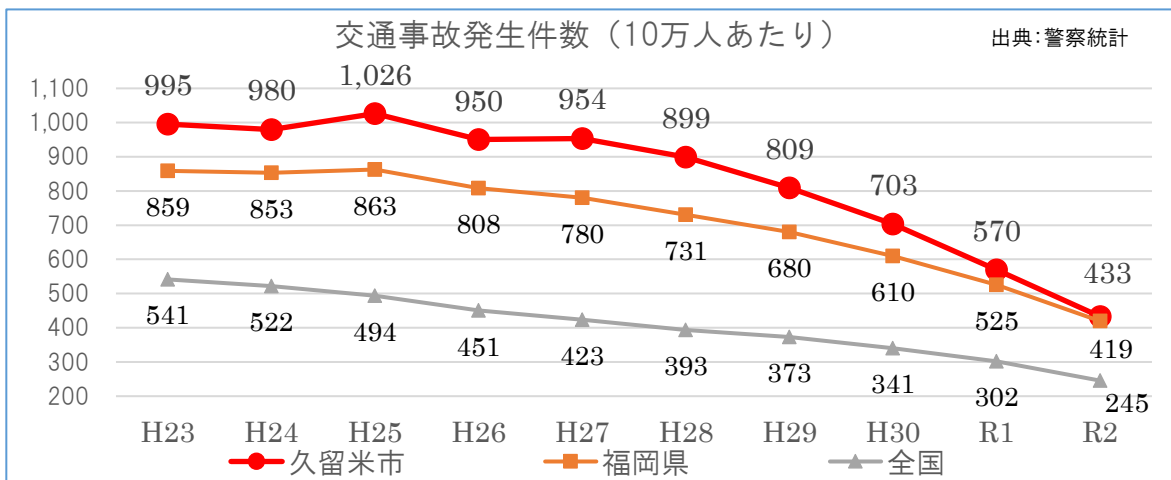
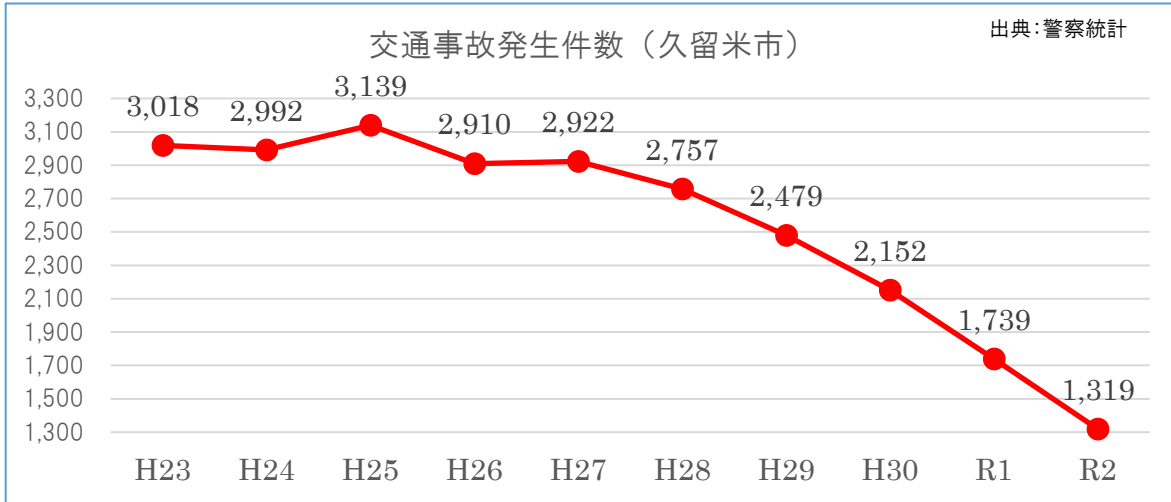
令和 2 年 8 月頃 協議会にて説明

令和 2 年 10 月頃 事業開始

久留米市における交通事故の現状

データ：警察統計もしくは警察統計を基に事務局整理

① 交通事故発生件数

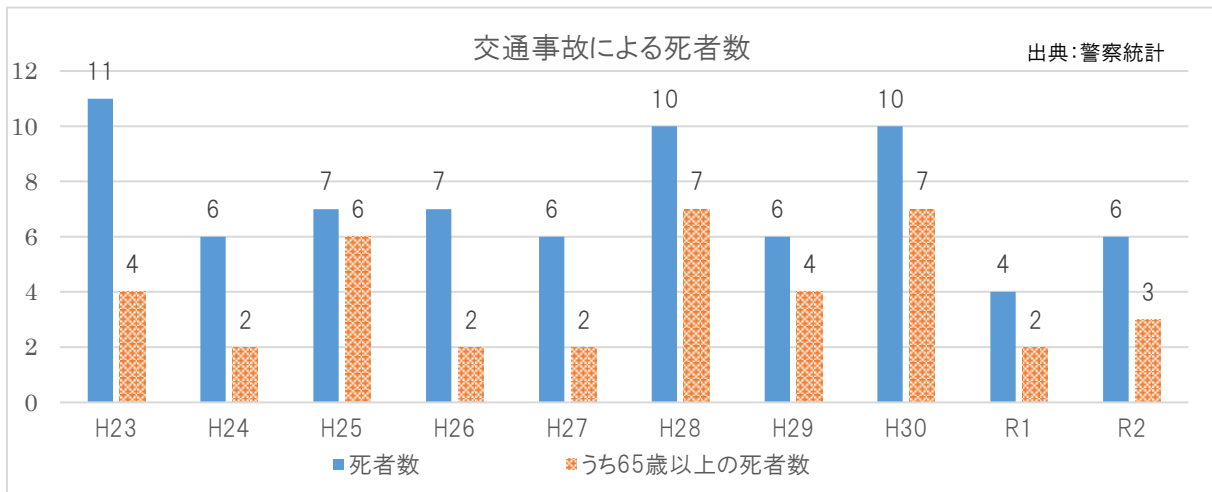


久留米市内の交通事故発生件数は減少傾向で推移している。
10万人あたりでは、県・国と比較して高い状況が続いているが、徐々に差が縮まっている。

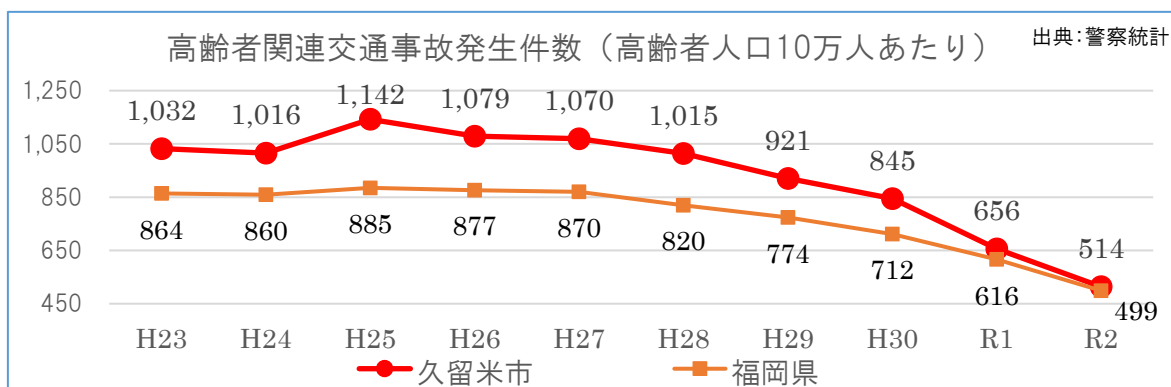
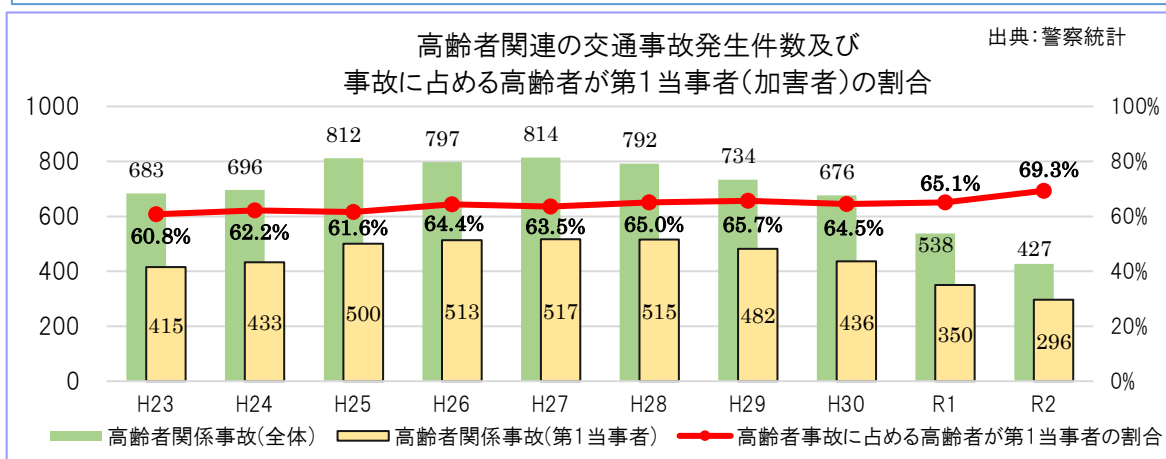
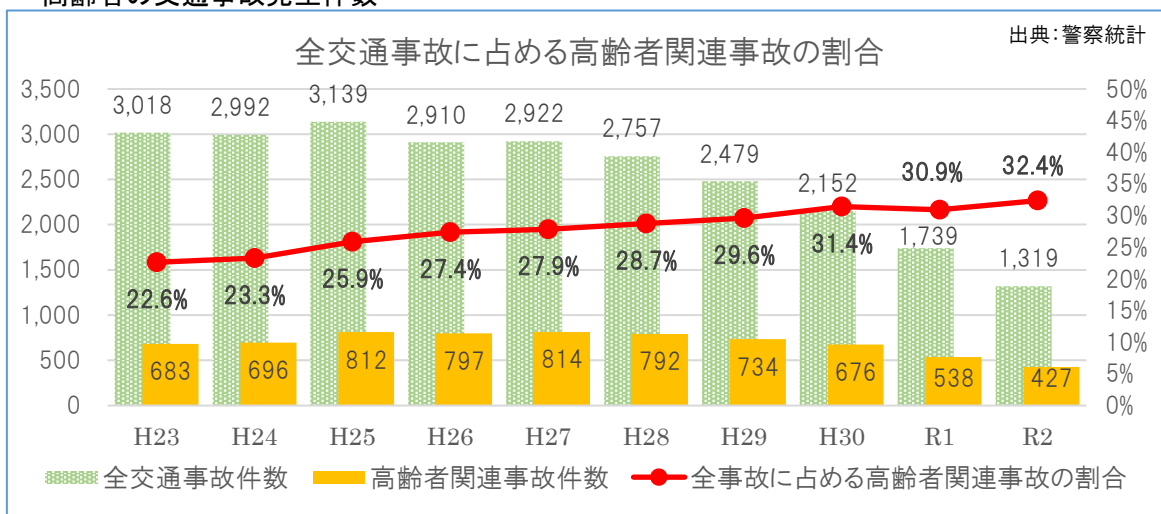
② 令和2年の交通死亡事故 (久留米市内)

- ★交通事故による死亡者：平成30年 10人
令和元年 4人
令和2年 6人 ※2人増加

- ★6件中3件が高齢者関連
- ★6件中1件が自転車関連
- ★飲酒運転による死亡事故なし

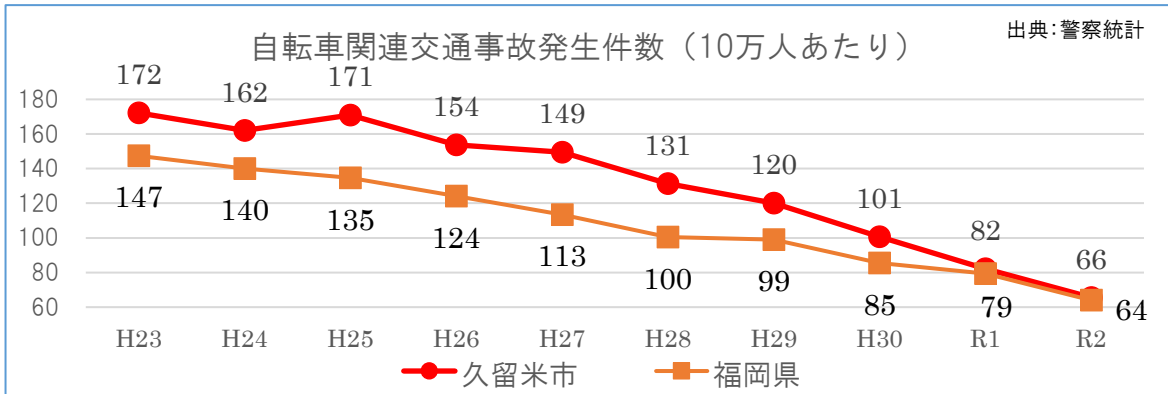


③ 高齢者の交通事故発生件数



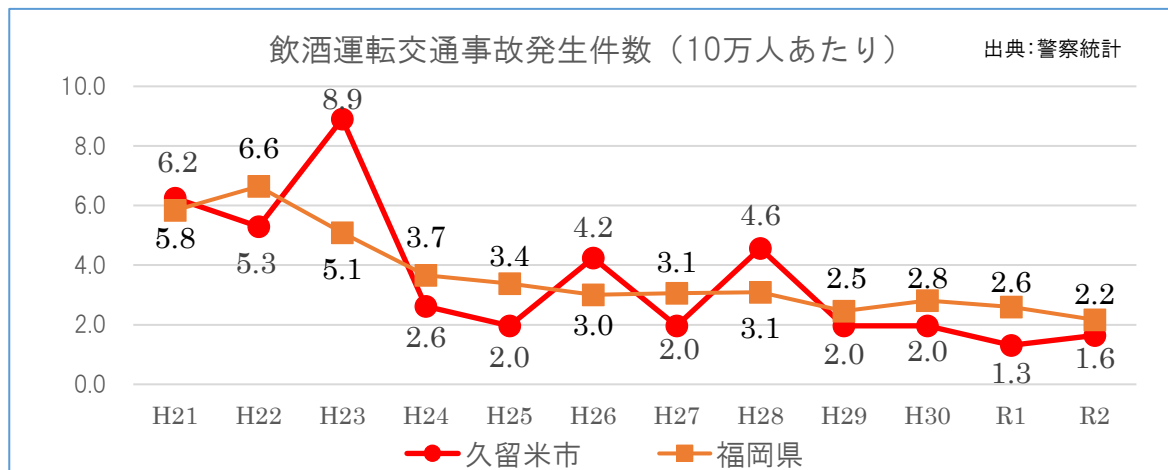
高齢者の交通事故発生件数は減少傾向となっている。
また、10万人あたりの割合は、依然として県より高い水準にあるが、その差は大きく縮まった。

④ 自転車の交通事故発生件数



自転車の交通事故発生件数は、平成 25 年以降減少傾向であり、県との差も縮まっている。

⑤ 飲酒運転交通事故発生件数



飲酒運転による交通事故発生件数は、減少傾向にあるが、飲酒運転の撲滅には至っていない。

＜具体的施策（４２施策）の個票＞

交通安全対策委員会

個票

【高齢者事故防止】1ー① 運動能力や身体機能に着目した啓発・講習の実施							
課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の歩行中や自転車の死亡事故が多い ・運動能力や身体機能の変化に応じた行動が取れていない ・高齢者が加害者となる事故が増加している 					
	主観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が交通安全に関する知識を得る機会が少ない 					
目標	高齢者関連事故の減少、高齢者が第一当事者となる交通事故件数（割合）の減少						
内容	歩行中や自転車・自動車運転中に自らの運動能力等を自覚した行動を意識してもらうため、様々な機会を捉えた講習を実施するとともに、運転免許の自主的な返納に関する啓発を行う。						
対象者	一般市民（高齢者）						
実施者	交通安全協会、交通安全指導員等ボランティア、老人クラブ連合会等関係団体、警察、市など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全講習会の開催 ・街頭啓発キャンペーン、各種交通安全イベントへの参加 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報紙等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○高齢者交通安全講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人会など地域の高齢者向けに講習を実施。[警察]（集計中） <p>○交通安全イベントにおける高齢ドライバーの事故防止啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季の交通安全運動に合わせたキャンペーンの中で、高齢ドライバーの事故防止を啓発。（2回） <p>○ケーブルテレビを活用したタイムリーな広報啓発【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通死亡事故件数の増加を受け、久留米警察署と協働でドライバーや歩行者へ安全な運転や歩行、交通ルール・マナーの遵守を呼びかけた。 <p>○自主活動の活性化に向けた交通安全情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導員の交通安全活動や啓発活動等に活用してもらうため、交通情勢や交通指導の内容等について情報提供。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン等の啓発活動は中止、又は規模を縮小</p>						
2021年度の方針及び課題等	<p>SNS や各団体の広報紙等を活用した交通安全情報の提供</p> <p>運転免許証自主返納啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の自主返納に関する支援サービス内容を、より分かりやすく伝える HP やチラシを作成し、運転に不安を抱える人に自主返納のきっかけにしよう。 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	①高齢者対象交通安全講習の実施回数	回	30	30	50	35	集計中
	②高齢ドライバー向け啓発活動の実施回数	回	2017より実施	10	12	11	2
【短期】認識・知識	講習参加者の意識の変化[アンケート] 受講前後で「体調が優れない時は運転を控える」等、安全行動に対する意識の変化	%	2021年より実施				
【中期】態度・行動	運転免許自主返納者数[警察統計]	人	509	1,268	1,154	1,040	R2から非公表
【長期】状況	①第1当事者となる高齢者の交通事故発生件数	件	515	482	436	350	296
	②全事故件数に占める①の割合	%	18.7	19.4	20.3	20.1	22.4

※短期指標の見直しを実施

【高齢者事故防止】1-② 明るい服及び反射材の着用キャンペーンの実施							
課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の歩行中や自転車の死亡事故が多い ・薄暮時から夜間にかけての歩行中の事故が多い 					
	主観的課題	高齢者が交通安全に関する知識を得る機会が少ない					
目標	夕方・夜間の高齢者関連交通事故件数（割合）の減少						
内容	夜間・薄暮時の外出時に車両から早期に発見されることで交通事故を回避するため、高齢者に対して、明るい服や反射材の着用を促す街頭キャンペーンを実施する						
対象者	一般市民（高齢者）						
実施者	交通安全協会、交通安全指導員等ボランティア、老人クラブ連合会等関係団体、警察、市など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全講習会の開催 ・街頭啓発キャンペーン、各種交通安全イベントへの参加 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報紙等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○学生や老人会との協働による交通安全イベント実施【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋の交通安全運動期間に、筑水高校、老人クラブと協働で交通安全を祈願して鉢植えを行い、駅利用者に事故防止を呼びかけた。（1回：JR 善導寺駅前花壇） <p>○キャンペーンやイベントの機会を利用した反射材配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発の機会を利用し、警察やボランティアと連携して反射材を配布。（5回：415個） <p>○出前講座で反射材着用を呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブリーダー研修会等で出前講座を開催し、反射材の効果を認識してもらうことで参加者の反射材着用を促進。 <p>○老人クラブ福祉大会での反射材配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の老人クラブが集まる老人クラブ福祉大会で反射材、啓発チラシを配布。（550セット） <p>○地域行事における交通安全啓発の支援（反射材提供）（180個）※青峰・南・大善寺校区</p> <p>○防犯分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末特別警戒出発式の際、詐欺被害への注意を促す啓発物等と併せて反射材を配布。 <p>○交通安全指導員の制服のリニューアル【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反射材を使用した制服を配布し、指導員自身の安全確保に加え、反射材の効果をPR。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン等の啓発活動は中止、又は規模を縮小</p>						
2021年度の方針及び課題等	<p><u>反射材着用等の重要性を知る機会の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSや広報紙等を活用し、反射材の効果や着用促進を周知 <p><u>他分野との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯や高齢者安全の分野との連携 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	①キャンペーンの実施回数	回	11	10	12	12	5
	②出前講座の実施回数	回	12	4	11	11	1
【短期】認識・知識	講習参加者の意識の変化[アンケート] 受講後、「必ず反射材を身につけて外出するようにする」と答えた方の割合	%	2017 より調査	59.1	72.2	72.3	74.3
【中期】態度・行動	反射材の着用率[SC実態調査(3年毎)] ※必ず身に着けている人の割合	%	2017 より調査	7.5	—	—	—
【長期】状況	①高齢者の夕方・夜間（15時～21時） における交通事故発生件数	件	275	249	237	190	158
	②高齢者人口1万人あたりの①の件数	件	35.2	31.2	29.6	23.2	19.0



新型コロナウイルス感染症の影響により平常とは異なる環境であることから、今年度に予定していたSC実態調査は延期

【高齢者事故防止】1-③ 安全安心マップの作成 1-①に統合

課題	客観的課題	高齢者の歩行中や自転車の死亡事故が多い						
	主観的課題	住んでいる地域でも、どこで交通事故が起きているか知らない						
目標	高齢者の交通事故発生件数、全事故に占める割合の減少							
内容	交通事故発生箇所や危険な箇所を記載した地図を作成し、見守り活動や安全施設整備など様々な交通安全活動に活用する							
対象者	一般市民							
実施者	交通安全協会、交通安全指導員等ボランティア、地域コミュニティ組織等関係団体 警察、市 など							
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働による研修、フィールドワーク ・防犯、防災分野との連携、調整 							
見直しの理由等	<p>「安全安心マップの作成」を施策として設定するのではなく、全般的な高齢者事故防止啓発の中で、歩行中や自転車の事故防止につながる啓発・情報提供を行う。</p> <p>【理由】</p> <p>①すでに多くの校区で（スポンサー付き）安全マップや各分野のマップが作成されており、種類が増えすぎてわかりづらい。また、それら全てをまとめたとしても、情報を詰めすぎて見づらくなってしまおうといった意見がある。</p> <p>②マップ作成には、PTA等の地域住民が複数のグループに分かれフィールドワークを行う必要があるが、参加者不足や参加者の負担等が懸念され、作成を希望する校区が挙がってこない。</p> <p>【今後】</p> <p>→1-①で各種啓発を行う中で、「どこでどういった事故が起きているかわからない」という高齢者等に、市内で発生する事故の場所や特徴など交通安全に関する情報を提供し、知識や意識の向上につなげてもらう。</p>							
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020	
活動指標	市との協働によりマップ作成に取り組んだ校区数	校区 (延べ)	1 (3)	2 (5)	1 (6)	1 (7)	0 (7)	
【短期】認識・知識	マップ作成校区の交通事故発生件数 [警察統計]（前年比）	件	240 (-4)	410 (-33)	424 (-73)	385 (-101)	229 (-156)	
【中期】態度・行動	マップを作成し、交通安全に取り組んでいる校区数 [各校区へのアンケート調査]	校区	29	29	34	34	34	
【長期】状況	①高齢者の交通事故発生件数	件	792	734	676	538	427	
	②高齢者人口1万人あたりの①の件数	件	101.5	91.8	84.5	65.6	51.4	

【自転車安全利用】 1-④ 交通安全教室の実施

課題	客観的課題	10 歳代の自転車事故が突出して多い					
	主観的課題	年代に応じた交通安全教育が不足 { 10 歳代前半：自転車に慣れていない 10 歳代後半：通学など行動範囲の拡大 }					
目標	自転車の交通事故発生件数・全事故に占める割合の減少						
内容	地域の交通安全ボランティアの協力を得て、年齢に応じた交通安全教育を実施するとともに、対象を中学生、高校生に拡大して実施						
対象者	幼稚園・保育園児、小学生、中学生、高校生						
実施者	地域交通安全活動推進委員、交通安全指導員、交通安全協会、学校、警察、市 など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室の実施 委員の所属団体や関係団体における啓発 チラシ、啓発グッズの作成 						
2020 年度の実績及び改善した点等	<p>○年齢層に応じた「交通安全教室」実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察や交通ボランティア等と連携し、児童・生徒が道路の正しい歩行や自転車に乗る前の点検方法や正しい走行について学ぶ交通安全教室を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、啓発 DVD 等の貸出による交通安全の啓発も実施。 <p>○小学校において、校内放送で交通安全の呼びかけ、また校舎内に啓発チラシ・ポスター掲示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全教室や出前講座は中止、又は規模を縮小</p>						
2021 年度の方針及び課題等	<p>中学生・高校生への新たなルール の周知と交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例改正による新たなルール の周知と、ルール・マナーを遵守し安全な行動を取るための交通安全教育の推進に向けた働きかけを行う。 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	①交通安全教室の実施回数	回	192	247	291	339	集計中
	②参加者数	人	19,436	26,851	27,353	25,191	集計中
【短期】認識・知識	交通ルールについて、「知っており、守っている」と答えた割合 [自転車駐車場利用者アンケート※19 歳以下]	%	59.6	56.1	70.1	75.3	—
【中期】態度・行動	自転車関連事故に占める 19 歳以下の件数[警察統計]	件	163	136	119	90	57
【長期】状況	自転車の交通事故発生件数	件	403	368	308	251	200

新型コロナウイルス感染症の影響により平常とは異なる環境であることから、自転車駐車場利用者アンケートは延期

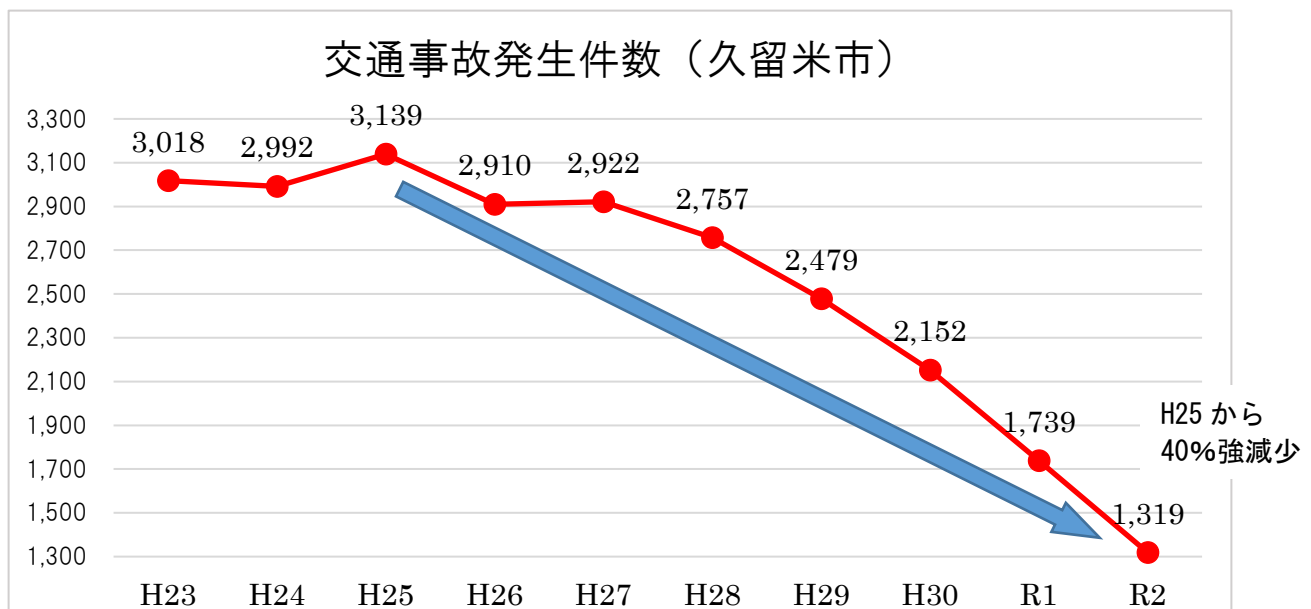
【自転車安全利用】 1ー⑤ 自転車安全利用キャンペーンの実施

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・10歳代の自転車事故が突出して多い ・自転車に関するルールを守らない、知らない人が多い 					
	主観的課題	自転車は車両であるという意識が低い					
目標	自転車の交通事故発生件数・全事故に占める割合の減少						
内容	駅周辺や自転車駐車場において、自転車利用者を対象に、ルール・マナー遵守の徹底と安全利用を呼びかける街頭啓発を実施						
対象者	一般市民（自転車利用者）						
実施者	地域交通安全活動推進委員、交通安全指導員、交通安全協会、自転車商組合等関係団体 警察、市など						
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーン、各種交通安全イベントへの参加 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報紙等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○自転車安全利用啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察等と連携して、自転車の安全利用を呼びかける啓発を実施（4回） <p>○交通安全啓発シールの作成・配布【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発シールを作成し、年末の交通安全運動に合わせ市窓口や警察、安全運転管理協議会加盟団体等の窓口に掲示することで、来客者等に交通ルール・マナーを啓発。 <p>○市内の新中学生全員に自転車安全利用五則チラシ、福岡県自転車条例改正啓発チラシを配布（1月入学説明会、3,000部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※防犯分野と連携し、「自転車ツーロック」を同時に呼びかけ <p>○自転車保険加入義務化の周知（県条例改正により2020年10月1日から義務化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係施設、及び校区コミュニティセンター等へチラシ設置等 計3740枚 <p>○LINEやHPを活用した広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティ通信等や久留米市公式LINE、HPで、自転車の保険加入義務化や交通ルール・マナー等について呼びかけた。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン等の啓発活動は中止、又は規模を縮小</p>						
2021年度の方針及び課題等	<p>自転車保険加入やヘルメット着用義務の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSや広報紙のほか、様々な機会を利用して、自転車保険加入やヘルメット着用の義務について広く周知を行う。 <p>防犯対策委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者への安全利用啓発と併せて、防犯対策の「自転車ツーロック」の促進を行う。 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	キャンペーンの実施回数、配布物数	回	13	14	18	14	4
		セット	4,000	4,160	5,000	3,400	5,325
【短期】認識・知識	交通ルールについて、「知っており、守っている」と答えた割合 [自転車駐車場利用者アンケート※20歳以上]	%	75.6	72.9	69.2	80.1	—
【中期】態度・行動	自転車関連事故に占める20歳以上の件数[警察統計]	%	240	232	189	161	143
【長期】状況	自転車の交通事故発生件数	件	403	368	308	251	200

新型コロナウイルス感染症の影響により平常とは異なる環境であることから、自転車駐車場利用者アンケートは延期

重点取り組み項目	No	具体的施策名
高齢者の交通事故防止	1-①	運動能力や身体機能に着目した啓発・講習の実施
	1-②	明るい服及び反射材の着用キャンペーンの実施
	1-③	安全安心マップの作成
自転車事故の防止	1-④	交通安全教室の実施
	1-⑤	自転車安全利用キャンペーンの実施

ア. 成果〈数値で表せるもの〉



横ばい傾向であった市内の交通事故発生件数は、平成 25 年のセーフコミュニティ国際認証取得以降、減少傾向にある。

イ. 成果〈数値で表せないもの〉

各団体等と連携した啓発活動の実施

- ・啓発キャンペーンでの協力（安全運転管理連絡協議会等）
- ・防犯分野との連携（街頭啓発での協力）
- ・老人クラブ連合会との連携（福祉大会での反射材の配布、リーダー研修会での出前講座）

ウ. 2020 年度の取り組みで最も成功した事例

JR 善導寺駅前花壇での交通安全啓発

新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったキャンペーンの代替として、善導寺校区の昭和通り老人会（万寿会）と、久留米筑水高等学校の生徒と一緒に啓発活動を実施。老人会の管理する JR 善導寺駅前花壇に、高校生が育てた花を植え、交通安全のメッセージプレート添えて設置することで、駅の利用者に交通安全を呼びかけた。

エ. 2020 年度で最も積極的に取り組んだ活動

高齢運転者の交通事故防止

- ・老人クラブ連合会が実施した老人クラブ福祉大会で反射材・啓発チラシの配布、老人クラブリーダー研修会で交通安全の出前講座を実施した。
- ・警察等と協働で、交通安全のメッセージを記載した除菌ジェル配布、交通安全啓発シールを市関連機関や民間企業の窓口に掲示して高齢者へ啓発を行った。

オ. 分野横断的に行っていること

久留米市交通安全対策協議会との連携

交通安全対策委員会の皆様に協議会幹事を兼務していただき、交通安全対策協議会と連携しながら、ハード・ソフトの両面から取組推進を図っている。

防犯対策との連携

自転車安全利用キャンペーン時に、防犯分野の自転車盗難防止の啓発を行い、また防犯街頭キャンペーン時に反射材を配布するなど、交通安全と防犯分野で連携しながら啓発を行っている。

カ. 今後の方向性や取り組みを進める上での課題

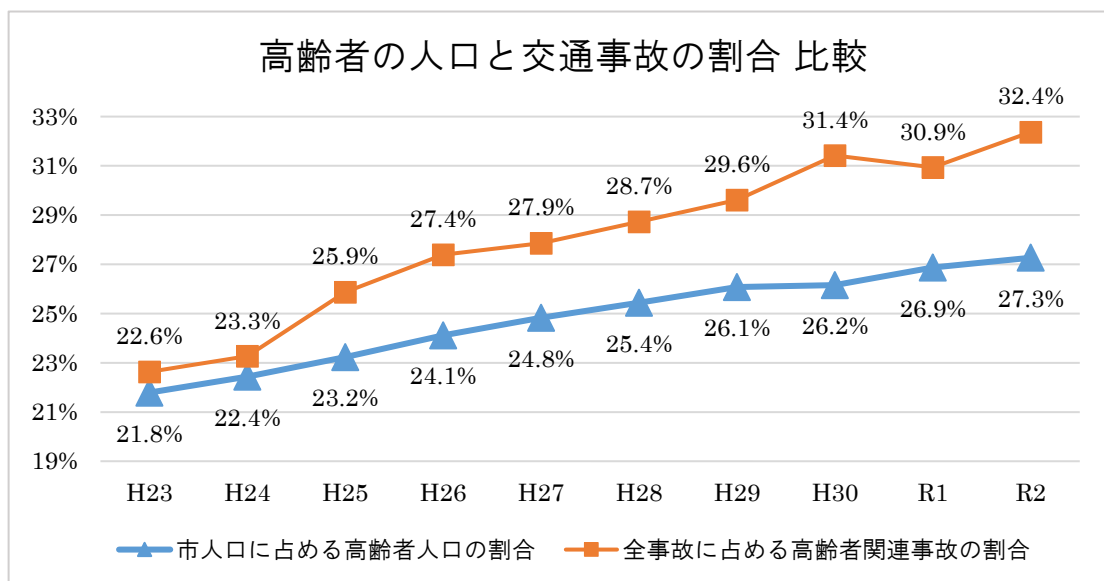
高齢者の交通事故防止

高齢者関連の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、全体の交通事故発生件数に占める高齢者関連事故の割合は 3 割以上と高く、高齢者が加害者となる事故、被害者となる事故の両面から取り組んでいく必要がある。（図①）

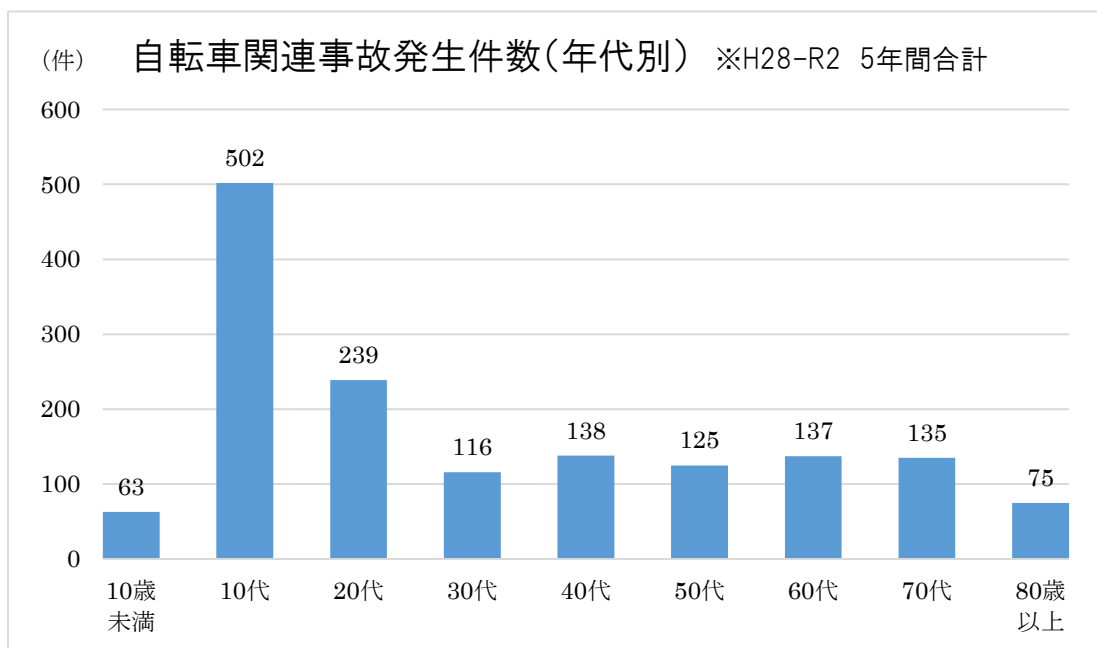
自転車保険加入の促進

自転車関連事故は 10 代が突出（図②）しているため、中学・高校生の自転車安全利用の啓発を進める必要がある。また、福岡県では条例を改正し、自転車保険の加入を義務化したことから、安全利用と併せて保険加入の促進についても効果的な啓発を行う必要がある。

図①



図②



具体的施策		2021年度取り組み方針
1-①	運動能力や身体機能に着目した啓発・講習の実施	<p><u>SNS や各団体の広報紙等を活用した交通安全情報の提供</u> <u>運転免許証の自主返納支援サービスに関する HP のリニューアル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の自主返納に関する支援サービス内容をよりわかりやすく標記することで、高齢者等の自主返納を促進する。
1-②	明るい服及び反射材の着用キャンペーンの実施	<p><u>反射材着用等の重要性を知る機会の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS や広報紙等を活用し、反射材の効果と着用を促進 <p><u>他分野との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯や高齢者安全の分野との連携
1-③	交通安全教室の実施	<p><u>中学生・高校生への新たなルールの周知と交通安全教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例改正による新たなルールの周知と、ルール・マナーを遵守し安全な行動を取るための交通安全教育の推進に向けた働きかけを行う。
1-④	自転車安全利用キャンペーンの実施	<p><u>自転車保険加入やヘルメット着用義務の周知・啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS や広報紙のほか、様々な機会を利用して、自転車保険加入やヘルメット着用の義務について広く周知を行う。 <p><u>防犯対策委員会との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者への安全利用啓発と併せて、防犯対策の「自転車ツーロック」の促進を行う。

セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について

「セーフコミュニティ実態調査」及び「市民意識調査」は、平成 23 年度から 3 年毎に実施してきたが、認証期間に合わせて今回から 5 年毎の実施に変更するものである。

SC では、5 年間の中で、けがや事故に関する実態や取組の成果に基づき、必要に応じ重点分野や重点項目を見直していくことが求められている。見直しに関する検討は、認証 4 年目の事前指導に先駆け、認証 3 年目に着手する必要があるとあり、調査は認証 2 年目に実施することが望ましい。

なお、今回の調査は、昨年実施予定の調査を、コロナ禍の影響を考慮し、順延したものである。

(案)

	市民意識調査	セーフコミュニティ実態調査
調査目的	市民意識の動向と多様な市民ニーズ把握し、今後の市の施策・事業の検討等に活用するもの。年度毎に調査テーマは異なる。SC では、SC 認知度など安全安心全般に関する内容を問う。	SC の具体的施策の根拠やその成果指標等の最新データとして収集し、重点分野や重点項目等の検証・見直しに活用する。
調査サイクル		
調査地域	久留米市内全域	久留米市内全域
調査対象者	市内在住の 18 歳以上の者 5, 0 0 0 人	市内在住の 15 歳以上の者 2, 5 0 0 人
調査方法	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査
調査時期	令和 3 年 7～8 月頃	令和 3 年 5～6 月頃
調査主体	広聴・相談課	安全安心推進課

調査のポイント

(1) 市民意識調査

セーフコミュニティの認知度やけがや事故、犯罪、災害など安全安心に関する不安感についてなど

(2) セーフコミュニティ実態調査

- ① 交通安全 反射材の認知度、運転する時の不安感、運転免許証の返納についてなど
- ② 児童虐待防止 児童虐待に関する認知度、防止策、子育てに関する相談先についてなど
- ③ 学校安全 教育委員会で様々な調査があるため、調査項目なし
- ④ 高齢者の安全 ヒートショック対策、高齢者虐待に関する認知度についてなど
- ⑤ 防犯 犯罪に関する不安感、地域の防犯活動についてなど
- ⑥ DV 防止 DV に関する認知度、防止策についてなど
- ⑦ 自殺予防 心の病に関する相談先、自殺未遂の経験についてなど
- ⑧ 防災 災害の危険性、避難情報、避難行動要支援者名簿の認知度についてなど
- ⑨ その他 けがの状況、安全安心の取組についてなど

令和3年度 市民意識調査〈セーフコミュニティ〉(案)

問1. あなたは、久留米市が、セーフコミュニティ国際認証を取得して「安全安心のまちづくり」に取り組んでいることを知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 取り組んでいることを知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない

*「セーフコミュニティ」とは、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証で、「けがや事故の予防」に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりの取り組みや、それを行う地域のこと。
久留米市は平成25年12月21日にセーフコミュニティ国際認証を取得。平成30年12月に再認証取得。。

問2. あなたは、「安全安心のまちづくり」を市と地域の皆さんがともに協力しあって進めていくことが必要だと思いますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない 5. そう思わない

問3. あなたは、「くるめ見守りネットワーク」について知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 内容まで知っている 2. 言葉は聞いたことがある 3. 知らない

*「くるめ見守りネットワーク」とは、市民の皆さんや協力事業者が高齢者などのお住まいの異変に気付いたときに、「くるめ見守りほっとライン(毎日24時間受付)」に連絡してもらい、市が安否確認などを行う仕組みのこと。

問4 (A). あなたは、お住まいの地域で、けがや事故、犯罪、災害にあうかもしれない不安を感じますか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	不安を感じる	やや不安を感じる	あまり不安を感じない	不安を感じない
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.

(B). この3年くらいの間で不安感は変化しましたか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	安心感が高まった	やや安心感が高まった	変わらない	やや不安感が高まった	不安感が高まった
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.	5.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.	5.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.	5.

問5 (A). あなたやあなたのご家族がふだん生活する中で、不安に感じることは何ですか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

1. 自転車による交通事故
2. 自動車による交通事故
3. 家庭内の暴力や児童・高齢者への虐待
4. 暴力行為や傷害、強盗などの凶悪犯罪
5. 空き巣や自転車の盗難、ひったくりなどの窃盗犯罪
6. 痴漢や強制わいせつ、のぞき・盗撮などの性的犯罪
7. 職場でのけがや事故（労働災害）
8. 余暇活動や運動中のけがや事故
9. 学校や登下校時のけがや事故
10. 家庭内でのけがや事故（乳幼児や高齢者の転倒など）
11. うつなどの心の病や自殺
12. 地震や大雨などの災害
13. 特にない

(B). 上記の中で、特に不安に感じるものを3つまで（2つ以内でも構いません）選び、下の枠内に番号を記入してください。

--	--	--

問6. 地震や風水害などの災害時に電気・水道・ガスなどがストップした場合に備えて、あなたのご家庭では水や食料をどの程度備蓄していますか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	1 日 分	2 日 分	以 3 上 日 分	なし何 いても い
(ア) 水（1日あたり1人3ℓが目安）	1	2	3	4
(イ) 食料	1	2	3	4

問7. あなたのご家庭では、地震や水害などの災害に備え、次にあげるような対策をとっていますか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常持ち出し袋の用意 2. 家族との連絡方法の確認 3. 地震・水害などに対応した保険の加入 4. 建物の耐震化 | <ol style="list-style-type: none"> 5. 家具や冷蔵庫などの転倒防止 6. 災害に関する情報入手方法の確保 7. その他（具体的に: _____) 8. 特にしていない |
|--|--|

問 8. 久留米市では、災害が起こった時のために、校区内の公立小中学校やコミュニティセンター、市役所関連施設などを避難所に指定しています。次の(A)(B)について、あてはまるものを選んでください。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

(A). 自宅近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

(B). **【通勤・通学をされている方にお聞きします。】**

あなたの仕事場や学校の近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

問 9 (A). あなたのお住まいの地域では、住民の自主的な交通安全活動や防犯活動、見守り活動といった、安全・安心のまちづくり活動が行われていますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

(B). あなたのお住まいの地域では、校区コミュニティ組織などを母体とした自主防災組織の活動が行われていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

問 10. あなたは、けがや事故、犯罪などを防ぐために、個人や地域で特にどのような取り組みや対策を行うことが必要だと思いますか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

1. 地域内の危険箇所や不安箇所の点検を行い、安全・安心マップを作成する
2. 登下校時の児童や、一人暮らしなどの高齢者の見守り活動を行う
3. 近隣住民とのあいさつなど、近所づきあいを良くする
4. 日頃から地域の防犯パトロールや防犯活動に積極的に参加する
5. 交通安全や転倒予防、防犯などに関する学習会を開く
6. 地震や火災、水害など災害が起きた時のために防災訓練を行う
7. 一人ひとりが注意して事故や犯罪にあわないように気をつける
8. その他 (具体的に: _____)

問 11. あなたは、ここ 1 か月くらいの中に、不安や悩み、ストレスを抱えたことがありますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 大いにある 2. 多少ある 3. あまりない 4. まったくない

付問 問 11 で 1 または 2 に回答した人

それはどのようなことが原因ですか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

1. 家庭に関する事 (家族関係、子育て、家族の介護など)
2. 健康に関する事 (身体・こころの病気など)
3. 経済的な問題に関する事 (金銭関係など)
4. 仕事に関する事 (仕事の悩み、職場の人間関係など)
5. 恋愛、結婚に関する事
6. 学校に関する事 (学校での人間関係、進路のことなど)
7. その他 ()

問 12. あなたが、不安や悩み、ストレスを抱えた場合、誰かに相談したり助けを求めたりすることに、ためらいを感じますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 感じる 2. どちらかといえば感じる 3. どちらかといえば感じない
4. 感じない 5. わからない

問 13. あなたが、不安や悩み、ストレスを抱えた場合、誰に相談しますか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

- | | | |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 1. 同居の家族や親族 | 2. 別居の家族や親族 | 3. 友人・知人 |
| 4. 学校の先生 | 5. 学校のカウンセラー | 6. 職場の上司・同僚 |
| 7. 職場の健康管理センター・産業医 | 8. 医療機関 | 9. 薬局 |
| 10. 地域包括支援センター | 11. 民間ボランティアの電話相談 | |
| 12. 民生委員・児童委員 | 13. 市役所・保健所などの公的機関 | |
| 14. 相談する相手はいない | 15. 相談しない | 16. その他 () |

令和3年度 セーフコミュニティ実態調査（案）

F 1 あなたの性別は。

1. 男性 2. 女性 3. ()

F 2 あなたの年齢は。(令和2年 月1日現在)

() 歳

F 3 あなたの家（同居している方のみ）の家族構成は。

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親・子（2世代）
4. 親・子・孫（3世代） 5. その他（)

F 4 あなたが同居している家族について、該当するものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 世帯の中に就学前の子どもがいる
2. 世帯の中に小学生がいる
3. 世帯の中に中学生がいる
4. 世帯の中に1～3以外の18歳未満の人がいる
5. 世帯の中に65歳以上の人がいる
6. 世帯の中に障害者手帳（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉）を持っている人がいる
7. 世帯に上記1～6にあてはまる人はいない

F 5 あなたのお住まいの住居形態は。

1. 持ち家（一戸建て）
2. 持ち家（集合住宅・分譲マンション）
3. 借家住宅（一戸建て）
4. 賃貸住宅（アパート、マンション）
5. 勤務先給与住宅（公務員住宅・社宅・寮など）
6. 間借り、その他（)

F 6 あなたの世帯は、自治会（町内会）に加入していますか。

1. 加入している
2. 加入していない
3. わからない

F 7 あなたは、ふだん「広報くるめ」をどれくらい読んでいますか。

1. 毎号必ず読む
2. ときどき読む
3. あまり読まない
4. まったく読まない

F 8 あなたのお住まいの校区（小学校区）は。（○はひとつ）

- | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 1. 西国分 | 2. 荘島 | 3. 日吉 | 4. 篠山 | 5. 京町 | 6. 南薫 |
| 7. 鳥飼 | 8. 長門石 | 9. 小森野 | 10. 金丸 | 11. 東国分 | 12. 御井 |
| 13. 南 | 14. 合川 | 15. 山川 | 16. 上津 | 17. 高良内 | 18. 宮ノ陣 |
| 19. 山本 | 20. 草野 | 21. 安武 | 22. 荒木 | 23. 大善寺 | 24. 善導寺 |
| 25. 大橋 | 26. 青峰 | 27. 津福 | 28. 船越 | 29. 水縄 | 30. 田主丸 |
| 31. 水分 | 32. 竹野 | 33. 川会 | 34. 柴刈 | 35. 弓削 | 36. 北野 |
| 37. 大城 | 38. 金島 | 39. 城島 | 40. 下田 | 41. 江上 | 42. 青木 |
| 43. 浮島 | 44. 西牟田 | 45. 犬塚 | 46. 三瀧 | 47. わからない | |

1 「主なケガ」について

問1. あなたは、過去1年間(令和2年4月以降)にケガをされましたか。(○はひとつ)

(ケガとは、骨折、捻挫、打撲、切り傷などで、病院にかからないようなものも対象とします。)

1. ケガをした 2. ケガはしてない

問1で「1」と回答された方にお聞きします。「2」と回答された方は、問2へお進みください。

※複数の経験があれば、最も重症だったものを選んでください。

問1-1. ケガの原因は何でしたか。(○はひとつ)

1. 交通事故 2. 転倒 3. 転落
4. 接触・衝突 5. はさまれた 6. モノの落下
7. 熱い物に触れた 8. 鋭利なものへの接触
9. 虫などにさされた・蛇などにかまれた 10. 犬などにかまれた
11. 暴行 12. 異物を飲んだ 13. 重い物を持った
14. その他 ()

問1-2. ケガをした時は何をしていましたか。(○はひとつ)

1. 通勤を含む仕事 2. 通学を含む教育活動 3. 食事
4. 買い物を含む家事 5. 運動・スポーツ 6. 散歩
7. 入浴 8. 趣味・遊びなどを含む余暇活動
9. ボランティアなどの奉仕活動
10. その他 ()

問1-3. ケガをした場所はどこでしたか。(○はひとつ)

1. 自宅(居間) 2. 自宅(寝室) 3. 自宅(風呂)
4. 自宅(階段) 5. 自宅(玄関) 6. 自宅(台所)
7. 自宅の庭 8. 自宅(1～7以外) 9. 学校
10. 勤務先 11. 仕事先の現場 12. 農地・林地
13. 公園 14. 駅・バス停 15. 商業・飲食・娯楽施設
16. スポーツ施設 17. 道路・歩道
18. その他 ()

問1-4. ケガをした状況・きっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 段差や物でつまずいた 2. 濡れた場所で滑った
3. バランスを崩した 4. あわてた
5. 酔っ払った 6. ぶつかった
7. よそ見・わき見をした 8. 考え事をしていた
9. 操作を誤った 10. 飛び出した
11. 身を乗り出した
12. その他 ()

問 1-5. ケガをした部位（からだの場所）はどこですか。（○はひとつ）

※一番ひどく、傷の深かった部位や骨折、出血した部位を選んでください。

1. あたま（顔、目、鼻、耳、口内等） 2. 首 3. うで（手、手首、ひじ等）
 4. 肩 5. 胸部 6. 背中
 7. 腹部 8. 腰部 9. あし（足、足首、ひざ等）
 10. その他（ ）

問 1-6. どのようなケガでしたか。（○はひとつ）

1. 脳挫傷・脳しんとう 2. 骨折 3. ヤケド
 4. 脱臼 5. 捻挫 6. 打撲
 7. 刺し傷・切り傷 8. すり傷・ひっかき傷 9. 中毒・誤飲
 10. その他（ ）

問 2. あなたが同居している家族（令和 3 年 4 月 2 日時点の月年齢、2 人以上いる場合は年齢が一番下の子）について、該当するものを選んでください。（○はひとつ）

1. 0～6 か月 2. 7～11 か月 3. 1 歳 4. 2 歳
 5. 3 歳 6. 4 歳 7. 5 歳 8. 6 歳
 9. 小学 1 年生未満（未就学児）の子どもはいない

問 2 で、「1」～「8」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 3 へお進みください。

問 2-1. お子さんは第何子ですか。数字を記入してください。

第 _____ 子

問 2-2. お子さんの過去 1 年間（令和 2 年 4 月以降）の自宅でのケガや事故の状況について、該当するものを選んでください。

	ケガや事故の経験 （○はひとつ）	医療機関受診 の有無 （○はひとつ）
(A) ベットや椅子などから転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(B) ベランダや窓の手すりを乗り越えるなどの高所からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(C) 階段からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(D) たばこやおもちゃなど異物の誤飲	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(E) 就寝中の窒息	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(F) 火気や熱湯、暖房器具などの接触によるヤケド	1 該当する	1 有 2 無

	2 該当しない	
(G)入浴中の溺水	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(H)廊下や浴室などでの転倒	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(I)刃物や鋭利なものによるケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(J)家具や物、人などに体をぶつけるなどの衝突	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(K)ドアや窓、家具などに挟まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(L)動物や虫などに咬まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(M)その他 ()	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(N)ケガはしていない	1 該当する 2 該当しない	—

問 2-3. 家庭内の安全対策について、該当するものを選んでください。

	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)
(A)家具の角にかぶせものをする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(B)たんすや食器棚、流し台のドアが開かないよう に固定する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(C)部屋のドアを固定し急に閉じないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(D)窓を固定し窓から出られないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(E)コンセントカバー等を使用して感電を防止する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(F)コード類は束ねてつまづかないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(G)家電等のスイッチを勝手に入れられないように する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(H)子ども用の便座や蓋を使用してトイレの中に落 ちないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(I)浴槽の床にマット等を敷きすべらないようにす る	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(J)階段や段差に柵をして転落しないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない

2「安全・安心の取り組み」について

問3. 次の安全・安心ための取り組み状況について、該当するものを選んでください。

取り組みの内容	現在 (どちらかに○)	今後 (どちらかに○)
(A) 自宅での事故やけがの防止活動（段差の解消、家具等の衝突防止等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(B) 交通安全活動（反射材の着用、自転車乗車の際はヘルメット着用、ながら運転はしない等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(C) 児童虐待防止活動（虐待かと思ったら189へ電話、育児に悩んだら相談する、気になる子どもや困っている親に声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(D) 子どもの安全・安心のための活動（登下校の見守り、いじめの防止活動等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(E) 高齢者の安全・安心のための活動（転倒予防、高齢者の見守り、転ばない体づくり等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(F) 防犯活動（自転車はツーロック、ながらパトロール等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(G) DV防止活動（DVかと思ったら相談する等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(H) 自殺予防活動（悩みや不安はひとりで抱え込まない、身近な人の変化に気づいて声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(I) 防災活動（家具の転倒防止、食料などの備蓄、避難場所・避難経路の確認等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない

3 「交通安全」について

問 4. あなたは、夜間外出するとき、反射材（反射バンドや反射タスキなど）を身に付けていますか。（○はひとつ）

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 必ず身に付けている | 2. ときどき身に付けている |
| 3. ほとんど身に付けていない | 4. 全く身に付けていない |

問 4 で、「3」「4」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 5 へお進みください。

問 4-1. あなたが反射材を身に付けていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|-------------|---------------|---------|
| 1. 持っていない | 2. 身に着けるのを忘れる | 3. 格好悪い |
| 4. 効果がないと思う | 5. 知らなかった | |
| 6. その他（ | | ） |

問 5. あなたは自動車運転免許をお持ちですか。（○はひとつ）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 持っており、よく運転している | 2. 持っており、ときどき運転している |
| 3. 持っているが、ほとんど運転しない | 4. 持っているが、全く運転しない |
| 5. 持っていない | |

問 5 で、「1」「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 6 へお進みください。

問 5-1. あなたは、運転するとき、A から E の項目について、該当するものを選んでください。（A から E それぞれ○はひとつ）

	よくある	ときどきある	ほとんどない	全くない
(A) 視野が狭まったり、夜の運転が見えにくい	1	2	3	4
(B) 歩行者や自転車などに気づくのが遅れ「ハッ」とする	1	2	3	4
(C) ハンドル操作やブレーキのタイミングが遅れる	1	2	3	4
(D) 駐車するとき、斜めになったり何度も繰り返したりする	1	2	3	4
(E) 対向車や後続車との車間距離が認識しにくい	1	2	3	4

問 6. 運転免許証の返納について、あなたの考えに近いと思うものはどれですか。（○はひとつ）

- | | |
|--|---|
| 1. (70 歳以上や 80 歳以上などの) 年齢制限を定めて一律に返納した方がよい | |
| 2. 家族や身近な人から運転を控えるように勧められたら返納した方がよい | |
| 3. 身体能力や判断力の低下を感じたら自ら返納した方がよい | |
| 4. 運転に不安があっても気をつけて運転すれば返納しなくてもよい | |
| 5. 運転に自信があれば返納しなくてもよい | |
| 6. その他（ | ） |

4 「児童虐待防止」について

問7. あなたは、次の行為は児童虐待にあたると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもを叩いたり、蹴ったりする
2. 子どもにわいせつなものを見せる
3. 子どもの目の前で配偶者や他の家族へ暴力をふるう
4. 乳幼児を家に残して外出する
5. 家の外に締め出す
6. 子どもに食事を与えない
7. しつけと称して、押入れやクローゼットに閉じ込める
8. 体罰でしつけをする
9. 病気の子どものに必要な治療を受けさせない
10. 子どもを無視したり、拒否的な態度をとったりする

問8. あなたは、これまで児童虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 身近であったのを見た又は聞いたことがある
2. 相談されたことがある
3. テレビや新聞等のメディアで知っている
4. 全くない
5. わからない

問9. あなたは、現在18歳未満の子どもの子育てに関わっていますか。(○はひとつ)

1. よく関わっている
2. ときどき関わっている
3. ほとんど関わっていない
4. 全く関わっていない
5. わからない

問9で「1」～「3」のいずれかに回答された方にお聞きします。それ以外の方は問10へお進みください。

問9-1. あなたは、子育てに困難を感じることがありますか。(○はひとつ)

1. よくある
2. ときどきある
3. ほとんどない
4. 全くない

問9-2. あなたは、子育てに関して、相談できる人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 同居中の家族
2. 他に住んでいる親族
3. 友人や知人
4. 民生委員や児童委員
5. NPOなど民間の相談機関
6. 市家庭子ども相談課など市の相談窓口
7. 県や国の相談機関
8. その他 ()
9. 相談できる人はいない

問9-3. あなたは、これまで自分が児童虐待をしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 10. あなたは、次の相談窓口で知っているものがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭子ども相談課 (婦人相談・ひとり親相談・子どもの福祉と児童虐待に関する相談)
2. こども子育てサポートセンター (妊娠期から 18 歳までの子どもと子育て家庭に関する相談)
3. 地域子育て支援センター (子育て相談)
4. 子育て交流プラザくるるん (子育て相談)
5. 結ライン (18 歳までの子どもの相談ダイヤル)
6. 男女平等推進センター (女性が抱える悩みや生き方、DV等に関する相談)
7. 保健所 (心の健康に関する悩みなどの相談)
8. 民生委員や児童委員
9. 教育委員会

問 11. あなたは、児童虐待の防止策として、何が有効だと思いますか。(あてはまるもの 3 つまで○)

1. 子育て世帯に、物心両面での支援を強化する
2. 児童相談所などの公的機関の権限を強化する
3. 虐待者の処罰 (刑罰を含む) を明らかにするとともに、厳しく処罰する
4. 虐待の疑いがある場合は関係機関に通告しやすい環境整備をする
5. 里親制度などの子どもの養育環境を整備をする
6. 小・中学校で命の大切さを学ぶ機会を作る
7. 子育て中の親への研修や啓発を推進する
8. オレンジリボン運動など虐待防止の広報啓発活動を積極的に行なう
9. その他 ()

5 「高齢者の安全」について

問 12. 久留米市では、高齢者の転倒予防に取り組んでいます。あなたは、久留米市で作成した「転倒予防パンフレット」を知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 知らない

*「転倒予防パンフレット」とは、自宅内での転倒危険箇所や転倒事例、転倒予防体操などをまとめたもの。民生委員や地域包括支援センターなどを通じて高齢者に配布しています。また、市役所や校区コミュニティセンターなどに設置しています。

問 13. 久留米市では、寒い時期に脱衣所から熱い湯船に入ることによって脳出血や脳梗塞、心筋梗塞等を起こしてしまう「ヒートショック」の予防啓発に取り組んでいます。あなたは、「ヒートショック」の対策をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. お風呂のお湯の温度を 41℃以下にする
2. 寒い時期は脱衣所や浴室を暖めている
3. お風呂に入る前に家族に声をかけている
4. お風呂から出るときは、ゆっくり立ち上がっている
5. お風呂はのぼせる前にあがっている
6. 体調が悪い時や飲酒后、食事直後はお風呂に入らない
7. その他 ()
8. 特にしていない

問 14. あなたは、次の行為は高齢者虐待にあたると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. つねる、たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為を加える
2. 年金や預貯金等を取り上げ、本人の意思・利益に反して勝手に使う
3. 本人の意思や人格などをなじるような暴言を浴びせる
4. 快適に生活できるような食事、衣服、環境を与えない
5. 高齢者が話しかけてきても無視する
6. 本人の合意なしに性的行為をする
7. 下半身を裸にして、放置する

問 15. あなたは、これまで高齢者虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。(○はひとつ)

1. 身近であったのを見た又は聞いたことがある
2. テレビや新聞等のメディアで知っている
3. 全くない
4. わからない

問 15 で「1」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は問 16 へお進みください。

問 15-1. あなたは、高齢者虐待を身近で見たり聞いたりしたとき、相談又は通報しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 市役所や地域包括支援センターなどに相談(通報)した
2. ケアマネージャーや民生委員、介護事業所などに相談した

3. 医療機関に相談した
4. 警察に相談（通報）した
5. 親族に相談した
6. 友人や知人に相談した
7. どこに相談・通報したらいいかわからないので、していない
8. 虐待者からの逆恨みが怖いから、相談・通報していない
9. 他人の生活は自分には無関係で、関わりたくないから、相談・通報していない
10. 間違っていたら、迷惑をかけるから、相談・通報していない
11. 特に理由はないが、相談・通報していない
12. その他（ ）

問 16. 久留米市では次のような認知症に関する取組を行っています。今後利用してみたい又は家族に勧めたい取組はありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. **認知症支援ガイドブック**（認知症について正しく理解し、早期発見・治療につなげるために作成したパンフレット）
2. **認知症介護電話相談**（認知症の症状がある人の家族を対象に生活の悩みや介護の相談に電話で対応）
3. **認知症カフェ**（認知症の人やその家族などが悩み事の相談や参加者同士の情報交換などができる居場所）
4. **認知症予防講座**（認知機能検査や身体測定等を行い、自身の状態を把握し、認知症予防のコツや生活習慣病の予防について学ぶ講座）
5. **ものわずれ予防検診**（専門医療機器や聞取りテスト、診察などにより、認知機能が低下している高齢者を早期に発見し、早期対応へ繋げる）
6. **認知症予防地域講演会**（認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性、認知症の人やその家族を支援する取組などをテーマとした講演会）
7. **認知症サポーター養成講座**（認知症について正しく理解してもらうための、基礎知識や対応方法等についての講座）

6 「犯罪の防止・防犯力の向上」について

問 17. あなたは、生活の中で犯罪の被害にあうかもしれないという不安はありますか。

(○はひとつ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 不安である | 2. ときどき不安である |
| 3. ほとんど不安はない | 4. 不安はない |

問 17 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 18 へお進みください。

問 17-1. あなたが、不安を感じる犯罪は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 窃盗（空き巣や自転車の盗難、ひったくりなど）
2. 詐欺（ニセ電話、架空請求、訪問販売など）
3. 暴力（暴力行為、脅迫、傷害、強盗など）
4. 性犯罪（強制性交等罪、強制わいせつ、痴漢、盗撮、のぞきなど）
5. 暴力団関係
6. DV（ドメスティックバイオレンス）
7. ストーカー
8. インターネット上での犯罪
9. その他（ ）

問 18. あなたは、お住まいの地域で行われている防犯活動を知っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 登下校時の子ども見守り活動
2. 青パトによるパトロール活動
3. 近隣住民同士の声かけ
4. 高齢者のみ世帯などの定期訪問
5. 回覧板や広報紙などによるお知らせや啓発
6. 危険箇所や不安箇所を取りまとめた安全安心マップの作成
7. 防犯灯の設置
8. 防犯カメラの設置
9. 小学校や校区コミセンなどでの防犯教室や講座
10. 少年の非行防止に関する活動（夜回りなど）
11. 暴力団追放活動（集会や啓発など）
12. その他（ ）
13. 知らない

問 19. あなたは、問 21 であげた活動のいずれかに参加していますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. よく参加している | 2. ときどき参加している |
| 3. ほとんど参加していない | 4. 全く参加していない |

問 19 で、「3」又は「4」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 20 へお進みください。

問 19-1. あなたは、問 20 であげた活動に参加していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 参加する時間がない
2. 参加するきっかけが得られない
3. 身近に参加したいと思う活動や団体がない
4. 団体や活動内容に関する情報がない
5. 一緒に参加できる仲間がいない
6. 会費等の支払いに負担を感じる
7. 家族や職場の理解が得られない
8. 参加したいと思わない
9. その他 ()

問 23. あなたは、DVについて次のことを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力がある
2. DVがおこる背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識がある
3. DVは夫婦間だけではなく、恋人同士の間でおこる「デートDV」がある
4. 女性の約3割、男性の約2割は、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある
5. 警察が把握するDV被害者の、約9割は女性である

問 24. あなたは、久留米市で行っている啓発に伴い配布や設置しているもののうち次のものを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DV防止カード
2. パープルリボン
3. オレンジ&パープルツリー
4. パープルリボンキャンペーン

問 25. あなたは、久留米市で行っているDV防止や予防のための講座や広報・啓発を知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 知らない

問 25 で、「1」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 26 へお進みください。

問 25-1. それは何で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 広報くるめ
2. 久留米市ホームページ
3. 男女平等推進センターの広報誌やチラシ
4. えーるピアくるめ内のポスター
5. くるめフォーラム
6. パープルリボンキャンペーン
7. その他 ()

問 26. あなたは、この5年間に自分がDVをしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 26 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 27 へお進みください。

問 26-1. あなたは、問 28 でお答えいただいた行為についてどう思っていますか。

(○はひとつ)

1. 何とも思わない
2. 相手が悪いから、仕方ないと思う
3. 悪いことだと思うがしてしまう
4. 悪いことだと思ったのでやめた
5. わからない
6. その他 ()

問 27. あなたは、DV防止や早期発見のために、何が有効だと思いますか。(あてはまるもの3つまで○)

1. DVは犯罪であり、人権侵害であることの広報周知を強化する
2. 警察の取り締まり(刑罰も含む)を強化する
3. DV被害者相談窓口や支援メニューなどの広報周知を強化する
4. 子どものころから男女平等に関する教育を行う
5. 被害者が声を出しやすいシステムを確立する
6. 市、警察や裁判所などが介入し易い環境を整備する
7. 相談窓口や相談員などの数を増やす
8. 医療関係者や子ども関係の職務関係者のDVへの理解を深める
9. その他 ()

8 「自殺予防」について

問 28. あなたは、「自殺」についてどう思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(A～E それぞれ○はひとつ)

	そう思う	ややそう 思う	ややそう 思わない	そう思わ ない	わからな い
(A) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3	4	5
(B) 自殺せずに生きていれば良いことがある	1	2	3	4	5
(C) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	1	2	3	4	5
(D) 責任を取って自殺することは仕方がない	1	2	3	4	5
(E) 自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	3	4	5

問 29. あなたは、もし、ご自身がこころの病を感じたとき、どの専門窓口を利用したいと思いませんか。(○はひとつ)

1. かかりつけ医の医療機関（精神科や心療内科等を除く）
2. 精神科や心療内科等の医療機関
3. 保健所等の公的機関の相談窓口
4. いのちの電話等民間機関の相談窓口
5. その他（ ）
6. 利用しない

問 29 で「6」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 30 へお進みください。

問 29-1. あなたが、医療機関や相談窓口を利用しない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. お金がかかることは避けたい
2. 精神的な悩みを話すことに抵抗がある
3. 時間の都合がつかない
4. どの窓口を利用したらいいかわからない
5. 過去に利用して、嫌な思いをしたことがある
6. 根本的な問題解決にはならない
7. こころの病は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ない
8. 治療をしなくても、ほとんどのこころの病は自然に治ると思う
9. その他（ ）

問 30. あなたは、家族や知人のこころの病を知ったとき、医療機関や相談窓口へ行くことを勧めますか。(○はひとつ)

1. 精神科医の受診を勧める
2. 内科等のかかりつけ医の受診を勧める
3. 相談窓口を勧める
4. 勧めない
5. わからない

問 31. あなたは、これまでの人生の中で、自殺したいと思った又は自殺未遂の経験がありますか。(○はひとつ)

1. 自殺未遂の経験がある
2. 自殺したいと思ったことがある
3. 自殺したいと思ったことがない

問 31 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。「3」と回答された方は、問 32 へお進みください。

問 31-1. あなたが、自殺したいと思った原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭に関する事
2. 健康に関する事
3. 経済的な問題に関する事
4. 勤務に関する事
5. 恋愛や結婚に関する事
6. 学校に関する事
7. その他 ()

問 31 で、「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 32 へお進みください。

問 31-2. あなたが、自殺を思いとどまった要因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や友人、同僚などの身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. 自殺しようと思った原因が解決した
5. 自殺対策のチラシやポスターを見た
6. できるだけ休養をとるようにした
7. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるようにした
8. その他 ()
9. 特に何もしなかった

問 32. あなたは、「ゲートキーパー」について知っていますか。(○はひとつ)

1. ゲートキーパー研修を受けたことがあり、知っている
2. 名称を聞いたことがあり、研修を受講したいと思う
3. 名称を聞いたことがあるが、研修を受講したいとは思わない
4. 名称を聞いたことはないが、研修を受講したいと思う
4. 名称を聞いたことはなく、研修を受講したいとも思わない
5. 名称を聞いたことはなく、何かよくわからない

* 「ゲートキーパー」とは、自殺に関することを正しく理解し、自殺の恐れがある人のサインに気付いて、声をかけ相手の話に耳を傾け、適切な専門家につなぎ、見守りをする人のこと。

9 「防災」について

問 33. あなたは、自宅又は近所において、大雨による浸水や土砂崩れ等の災害の危険性を知っていますか。(〇はひとつ)

1. 知っている 2. 知らない

問 34. あなたは、久留米市が作成しているハザードマップを知っていますか。(〇はひとつ)

1. 知っており、自宅付近などを確認した 2. 知っているが、見たことがない
3. 知っているが、見方が分からない 4. 知らない

問 35. あなたは、災害による危険が高まった場合、自分又は家族がとるべき行動を決めていますか。(〇はひとつ)

1. 市の指定避難所（コミュニティセンターや学校等）に避難する
2. 安全な親戚又は知人宅に避難する
3. 自宅は被災の可能性がないため、在宅で避難する（2階以上の高所に避難する垂直避難を含む）
4. 決めていない

問 36. あなたは、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））をどのように取得していますか（あてはまるものすべてに〇）

1. テレビ、ラジオ 2. 緊急速報メール
3. 福岡県防災メールまもるくん 4. 市の緊急告知防災ラジオ
5. 市のホームページ 6. 市の SNS（Facebook、LINE）
7. 市の避難情報配信サービス 8. 消防団車両による広報
9. 自主防災組織、近隣住民による声掛け 10. 避難情報は知らない

問 37. あなたは、「避難行動要支援者名簿」について知っていますか。(〇はひとつ)

1. 知っている 2. 知らない

* 「避難行動要支援者名簿」とは、介護が必要な高齢者や障害者など災害発生時に、自力又は家族の協力による避難が困難な方々に、事前に登録いただく制度で、市と地域等がその情報を共有することにより、一体となって避難情報の伝達や安否確認などの支援を行うこと。

10 その他

問 38. 新型コロナウイルスの影響について、該当するものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

1. 運動不足だと感じるようになった
2. 体力が低下したと感じるようになった
3. 食生活が不健康になった
4. 医療機関（病気の治療や予防のための通院等）に行きにくくなった
5. 時間的なゆとりがなくなった
6. ストレスを感じるが増えた